

---

---

五 泉 地 域 衛 生 施 設 組 合  
中 間 処 理 施 設 整 備 ・ 運 営 事 業  
入 札 説 明 書 等 に 関 する 質 問 に 対 する 回 答

---

---

令和2年8月19日

五泉地域衛生施設組合

入札説明書等に関する質問に対する回答

1 入札説明書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
1	7	第3章	1	(4)		入札参加者の構成等	建築物の施工を行う者が複数社存在する場合、建築物の施工を行う者で組成された甲型の特定建設工事共同企業体と代表企業が乙型の共同企業体を結成し貴組合と建設工事請負契約を締結することで対応してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
2	14	第3章	6	(1)		予定価格	予定価格の内訳がありませんが、入札においては建設工事費と運営事業費それぞれに失格となる上限値は無く、合計金額についてのみ予定価格が上限値であるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
3	14	第3章	6	(1)		予定価格	入札価格が予定価格を超える場合、入札参加者は失格とのことですが、建設費、運営費のどちらか一方でも予定価格を超えた場合も同様に失格となりますでしょうか。これを勘案する場合、建設費と運営費の内訳をご教示願います。	質問2を参照してください。
4	14	第3章	6	(1)		予定価格	「予定価格」に関して、本入札において、最低制限価格の設定及び、定量化限度額設定有無に関してご教示願います。	最低制限価格及び定量化限度額は設定しておりません。
5	15	第4章	1	(2)		提案書の審査	学識経験者、組合構成市町で構成される委員の公表は可能でしょうか。	委員名簿を送付することは可能です。組合事務局に電子メールで連絡してください。
6	17	第4章	2	(6)	②	契約保証金	運営事業者は、運営期間における各事業年度について、当該事業年度の開始日までに契約保証金として納付する旨記載がございますが、運営業務委託契約書(案)P2(契約の保証)第4条に記載の②から④による対応によって、契約保証金に代わる担保の提供、もしくは納付の免除とみなしていただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
7	24	第6章	1	(4)		特定共同企業体協定書(必要により)	参加資格審査申請時において、特定共同企業体協定書の提出が記載されておりますが、乙型の場合様式は事業者で用意し、入札提出書類の提出期限までにご提出する事でよろしいでしょうか。また8条の別紙は契約後に提出することでよろしいでしょうか。	乙型の場合は任意書式としますが、記載内容は様式第6号に準じてください。また、参加資格申請時に提出してください。甲型特定企業体と代表企業が乙型の共同企業体を結成する場合、甲型と乙型の両方の協定書を提出してください。協定書の別紙は契約後の提出で良いですが、提出された協定書を確認し、参加資格審査に必要と判断した場合、提出を求める可能性がありますので、用意できるものは用意しておくようにしてください。
8	24	第6章	3			入札提出書類	「提案書」は、下記4種類を各15部提出することとなっておりますが、分量に応じて読み易さを損なわない場合は、①、③、④を合冊版として提出してもよろしいでしょうか。 ①提案図書 ②施設設計図書 ③添付資料 ④提案図書概要版	入札説明書の通りとします。
9	24	第6章	3			入札提出書類	「提案書の電子データはCD-Rで3部」と規定されていますが、DVDで3部とすることは可能でしょうか。	お見込みの通りです。
10	28	第7章	4	(1)		提案図書	提案書は1ページに概ね1,600文字程度とすること、とありますが、P29(4)に図表、絵、写真等を使用しても良いとの記載もありますので、1,600文字の文字数については、文字サイズ11ポイント以上で1ページに1,600文字程度入るような行間、文字間隔であれば、1,600文字記載されていないと良いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
11	28	第7章	4	(1)		提案図書	提案書(鳥瞰図)作成に当たり、建設予定地のドローン撮影を実施してもよろしいでしょうか。	ドローン撮影は可能です。組合事務局に連絡してください。
12	30	第7章	5	(4)		要求水準書範囲外の提案について	要求水準書に規定されている内容(業務範囲及び仕様)以外の提案については、事前確認を行い、貴組合から了解を得られたもののみを有効とする旨の記載がございますが、創意工夫をもって積極的な提案を行っていただくため、業務範囲等については、ある程度広義に解釈してもよろしいでしょうか。	対面的対話で確認を行ってください。

入札説明書等に関する質問に対する回答

1 入札説明書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
13	39	別紙3	4	(1)	②	物価変動等の指標	運営・維持管理業務の物価指標の落札者による提案は、落札者決定後に行うものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。提案書において指標の見直しを提案いただくのも可能ですが、実際の協議・見直しは落札者決定後になり、必ずしも提案内容が全て認められるとは限りません。
14	41	別表4				リスク分担表	第三者賠償リスクで事業者が負担するものは、事業者の業務範囲に係るものと考えます。	詳細は、契約書(案)に定める通りです。
15	41	別表4				リスク分担表	事故の発生リスクが事業者負担となっておりますが、事故の発生により特定事業契約の全部または一部の履行ができないが生じ、事業者に事故責任が無い場合、事業者の債務履行義務は免除されるものと考えます。	事業者の債務履行義務が免除される条件等については、契約書(案)を参照ください。
16	41	別紙4				リスク分担表	共通:事故の発生リスク 設計、建設、運営において発生する事故については事業者リスクとなっております。一方運営段階(P42)では組合及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷(事業者の管理不備の場合を除く。)は貴組合リスクとなっております。 事故の発生リスクの定義はどのように解釈したらよろしいでしょうか。  運営・維持管理業務委託契約書(案)P10 第38条(臨機の処置)においては、受託者の責めに帰すべき事由により生じたもの及び受託者が通常予測し、対処できる事由により生じたものについては、受託者が負担するものとし、それ以外の事由により臨機の措置を講じた場合の費用は、委託者が負担するものとする。と記載されております。	組合の責めに帰すべき事由により生じたもの、不可抗力、その他契約書(案)に別に定めるもの以外については、基本的に事業者のリスクとなります。 その他は、契約書(案)で定める通りです。
17	42	別紙4	注3)			不可抗力	不可抗力時の費用負担について、一定程度までは事業者負担とありますが、一定程度について、具体的にご教示願います。	建設工事請負契約書(案)と運営・維持管理業務委託契約書(案)に定める通りです。
18	43	別紙5	表			売電に係る契約	売電に係る契約変更によって生じる負担のただし書きで、「組合が負う事が適当でない場合」とは、具体的にどのような場合を想定されているのでしょうか。	特に想定している状況はありません。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	1	第1章	1	(1)		記載事項の補足等	「本要求水準書に記載されていない事項であっても、本施設を設計・建設、運営・維持管理するために必要と思われるものについては、すべて事業者の責任において用意するものとする」との記載がありますが、要求水準書等によって事業者が計画または想定し得ない内容について貴組合から具体的に指示があった場合は、(6)の記載に準じて費用措置を含めて協議を行うという理解でよろしいでしょうか。	本施設を設計・建設、運営・維持管理するために必要と思われる事項については組合から事業者に対して指示する場合には、費用措置を含めて協議を行います。
2	5	第1章	3	(2)	イ	敷地全体面積	(ア):敷地全体面積について「約2.9ha(全体)」と記載されていますが、詳細検討実施のため、平方メートル単位でご教示頂けないでしょうか。	入口付近の道路整備完了後は、28,677.0 m <sup>2</sup> となる予定です(添付資料4のCAD計測)。
3	6	第1章	3	(2)	オ	農振除外	m:市販が実施される農振除外手続きに関して、建設工程に影響を与える恐れがあることから、現状想定されている手続完了時期をご教示願います。	受注者が実施設計図書を作成し、五泉市都市整備課に開発行為協議書を提出すると、1カ月半程度で開発許可が下りる見込みです。開発許可が下り次第、五泉市農林課が農振除外手続きを行います(開発行為協議書に添付する図面関係が必要)が、手続き完了までに1カ月程度かかる見込みです。なお、農振除外手続き中を理由に工事ができないことはありません。
4	8	第2章	1	(1)	イ	設計・建設業務の概要	自己搬入される処理不適合物の想定される搬入量をご教示ください。	処理不適合物の搬入量データはありません。地域特性が類似する自治体における貴社の経験で想定してください。
5	8	第2章	1	(1)	イ	d 処理条件	石油ストープから抜き取りした灯油については、破砕対象外品目として、貴組合の委託される業者に引き渡すものとの理解でよろしいでしょうか。また、灯油ストープの搬入量はどの程度見込まれているかご教示願います。	前半部については、お見込みの通りです。搬入量のデータはありませんが、現在のところ、ごみ全体に占める割合は少ない状況です(稀に搬入される状況)。
6	8	第2章	1	(1)	イ	マテリアルリサイクル推進施設の基本条件	(ウ)b(a)項について、処理量/破砕寸法が性能保証事項を満たす前提で、「低速破砕機+高速破砕機の2段階」と比較して、振動・騒音・粉じん・安全性の改善が図れる「低速破砕機のみ」として提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書の通りとします。
7	9	第1章	1	(1)	エ	建設事業者の業務概要	(ウ):開発行為許可申請とありますが、本事業において開発行為許可申請は不要ではないでしょうか。ご確認願います。	開発に係る届出を行います。
8	9	第2章	1	(1)	エ	費用負担	(オ)-f:貴組合が行う各種申請の手数料は貴組合にて負担されることでよろしいでしょうか。	建設事業者負担となります。
9	9	第2章	1	(1)	エ	申請、届出	(オ)-f:騒音、振動規制区域外でも各基準を遵守の上、届出対象となるのでしょうか。ご確認願います。	届出対象とはなりません。
10	9	第2章	1	(1)	エ	申請、届出	(オ)-d:「電波障害については、障害が起きた場合でかつ事業範囲内の工事が必要になった場合、組合の要請に従い誠意をもって必要な協力や工事を行う」との記載がありますが、工事を実施した場合、関連費用は貴組合の負担との理解でよろしいでしょうか。	原則としてお見込みの通りですが、事前に組合及び建設事業者で協議を行うものとします。
11	9	第2章	1	(1)	エ	申請、届出	(オ)-d:敷地は電波伝搬障害区域外との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
12	12	第2章	1	(2)	エ	計画ごみ質	表2-2 計画ごみ質で提示されていない区分のごみ(リサイクル残渣、汚泥等、災害廃棄物等)の計画性状(低位発熱量、三成分、単位堆積重量、元素組成値)、および低質ごみ・高質ごみの元素組成値をご提示願います。	計画ごみ質には、リサイクル残渣、汚泥を含んでいます。また、災害廃棄物はP11に記載の通り、可燃ごみのごみ質条件に合致するものを想定しています。低質ごみ・高質ごみの元素組成はありませんので、基準ごみの元素組成や低質ごみ・高質ごみの三成分等から貴社で設定してください。
13	12	第2章	1	(2)	エ	計画ごみ質	「計画ごみ質は、可燃ごみ及び破砕可燃残渣を含んだ値である。」とありますが、計画ごみ質にはそれらの他にリサイクル残渣及び汚泥等も含まれていると理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
14	13	第2章	1	(2)	キ	ごみ搬入日および搬入・搬出時間(ア)	エネルギー回収型廃棄物処理施設の搬入は、日曜日のみ搬入がなく年末(12/31)年始(1月1日～3日)も搬入があるのでしょうか。	入札説明書等に関する質問の回答(第2回)までに回答します。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
15	13	第2章	1	(2)	キ	ごみ搬入日および搬入・搬出時間(ア)	エネルギー回収型廃棄物処理施設の一般持ち込みについて、年末年始および祝日も関係なく月曜日～土曜日の午前8時30分～午後4時30分と理解してよろしいでしょうか。	入札説明書等に関する質問の回答(第2回)までに回答します。
16	13	第2章	1	(2)	キ	ごみ搬入日および搬入・搬出時間(イ)	エネルギー回収型廃棄物処理施設の搬出は、年末年始、および祝日についても搬出があるのでしょうか。	入札説明書等に関する質問の回答(第2回)までに回答します。
17	13	第2章	1	(2)	キ	ごみ搬入日および搬入・搬出時間(イ)	エネルギー回収型廃棄物処理施設の搬出車の入場・退場時間は、計量棟での計量時間と理解すればよろしいでしょうか。	配置・動線計画によりますが、門扉又は計量機上における時間とお考えください。
18	13	第2章	1	(2)	ケ	表 搬入車両台数	表2-6の日最大搬入台数に記載された台数ですが、要求水準書添付資料18に、日別の搬入台数の記載がございますが、表2-6に記載された台数は、令和元年度の各項目における最大搬入台数実績の記載で、日付はそれぞれ別の日であり、エネルギー回収型廃棄物処理施設の搬入車両の最大台数は、添付資料18を参照するとの理解でよろしいでしょうか。施設全体の日最大搬入車両台数として、表2-6の日最大搬入車両台数の合計280台を考慮する必要があるとご指定でしょうか、ご教示願います。	表2-6に記載の台数はそれぞれ別日の値です。エネルギー回収型廃棄物処理施設の搬入車両の最大台数は、添付資料18をご参照ください。
19	18	第2章	1	(3)	イ	計画処理量及び単位体積重量	小型家電は搬入された不燃物ごみから選別回収・解体は行わず、そのまま破砕機に投入するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
20	18	第2章	1	(3)	イ	表 計画処理量	マテリアルリサイクル推進施設の施設規模は、11t/日ではなく、各系統毎の施設規模で計画すればよろしいでしょうか。 表2-15に記載の各系統毎の施設規模を合計した場合、10.2t/日となります。 不燃、粗大ごみ:4.2t/日 缶:1.0t/日 びん:2.0t/日 プラ:2.9t/日 有害:0.1t/日	各系統の施設規模は表2-15の括弧内に示す値で計画してください。本施設全体の施設規模の考え方は表中の備考欄に記載している通りです。
21	18	第2章	1	(3)	イ	表 単位体積重量(参考)	資源ごみ(缶類)0.023t/m <sup>3</sup> 、(びん類)0.12t/m <sup>3</sup> 、(プラスチック製容器包装)0.023t/m <sup>3</sup> につき、記載の値は参考とし、提案者の経験に基づきヤード面積を含めた設備容量の選定を行うことでよろしいでしょうか。	原則要求水準書の通りとしてください。特に単位体積重量を大きくして設計したい場合は、別途質問してください。
22	19	第2章	1	(3)	ウ	表 計画ごみ質 破碎・選別後内訳 (参考)	「生きびん」について貯留・保管の際の種別をご教示ください。 (例) 一升瓶(透明・茶・その他で3種)、ビールびん(大・中・小で3種)など	「一升瓶」、「ビール瓶」の2区分で貯留・保管してください。
23	20	第2章	1	(3)	エ	表 ごみ搬入形態	コンテナ搬入される不燃性粗大ごみ、可燃性粗大ごみについては、ヤード等に中身を荷下ろしされ、空コンテナは、搬入時に搬入車が持ち帰ると考えればよろしいでしょうか。中身を出さずにコンテナごと受け入れる場合には、空コンテナ貯留量や扱い等についてご教示願います。	お見込みの通りです。
24	20	第2章	1	(3)	エ	表 ごみ搬入形態	ダンブしない車両の荷下ろしは、運営事業者の範囲外でよろしいでしょうか。 びん類のコンテナの荷下ろしにおいて運営事業者の重機等で荷下ろしが必要であれば搬入車両の形状等ご教示願います。	ダンブしない車両の荷下ろしは、以下の所掌とします。なお、びん類及び一部不燃ごみのコンテナが該当します。 ・収集車の運転手等:荷台に乗り、荷台付近に運営事業者が重機で運ぶ空パレットの上に処理対象物をコンテナごと載せる。 ・運営事業者:上記の作業及びこれ以降の作業 ※要求水準書P20、表2-19搬入形態等の不燃ごみに係る排出容器にある「等」にコンテナが一部該当します。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
25	21	第2章	1	(3)	オ	表 資源物等搬出形態	缶圧縮成型品とプラスチック製容器包装梱包品の積み込み方法について、重機選定のためにご教示願います。 トラック積み込みは、パレットに積んだ製品を積み込むもしくは、各製品を直接トラックに積み込む方法でしょうか。パレット積み込みの場合は、パレットは、貴組合手配でよろしいでしょうか。 貴組合手配でなく運営事業者側で準備する場合には、パレットは返却されると考えてよろしいでしょうか。	各製品を重機により直接トラックに積み込む方法を想定しています。
26	21	第2章	1	(3)	オ	表 資源物等搬出形態	生きびんは108頁でケース保管となっておりますが、搬出形態に記載がありません。 搬出形態、車両についてご教示願います。	以下の通りとします。 搬出物: 生きびん 搬出形状: 生きびんのまま(ケース保管) 搬出形態: 10tトラック 搬出頻度: 搬出車両1台分毎
27	21	第2章	1	(3)	オ	表 資源物等搬出形態	本施設にて空コンテナの貯留が必要となる場合、搬出形態と頻度についてご教示願います。	空コンテナ(粗大ごみ収集に用いるコンテナ車のコンテナ)は、場内で貯留する必要はありません。
28	21	第2章	1	(3)	カ	ごみ搬入日および搬入・搬出時間	マテリアルリサイクル推進施設の年末(12/31)年始(1月1日～3日)もごみ搬入があるのでしょうか。ご教示願います。	入札説明書等に関する質問の回答(第2回)までに回答します。
29	21	第2章	1	(3)	カ	ごみ搬入日および搬入・搬出時間(ア)	マテリアルリサイクル推進施設の一般持ち込みについて、年末年始および祝日も関係なく月曜日～金曜日の午前8時30分～午後4時30分との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等に関する質問の回答(第2回)までに回答します。
30	21	第2章	1	(3)	カ	ごみ搬入日および搬入・搬出時間(イ)	マテリアルリサイクル推進施設の年末年始、および祝日についても搬出可能との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等に関する質問の回答(第2回)までに回答します。
31	21	第2章	1	(3)	カ	ごみ搬入日および搬入・搬出時間(イ)	マテリアルリサイクル推進施設の搬出車の入場・退場時間は、計量棟での計量時間と理解すればよろしいでしょうか。	質問17を参照してください。
32	21	第2章	1	(3)	キ	表 車両の最大仕様	対象物に生きびんが含まれておりませんが、その他(金属等)に含まれ10tトラックで搬出されると考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
33	22	第2章	1	(3)	ク	表 搬入車両台数(マテリアルリサイクル推進施設)	P22の表2-22の日最大搬入台数に記載された台数ですが、要求水準書添付資料18に、日別の搬入台数の記載がございますが、表2-6に記載された台数は、令和元年度の各項目における最大搬入台数実績の記載で、日付はそれぞれ別の日であり、マテリアルリサイクル推進施設の搬入車両の最大台数は、添付資料18を参照するとの理解でよろしいでしょうか。 もしくは、施設全体の日最大搬入車両台数として、表2-22の日最大搬入車両台数の合計56台を考慮する必要があるとのご指定でしょうか、ご教示願います。	表2-22に記載の台数はそれぞれ別日の値です。マテリアルリサイクル推進施設の搬入車両の最大台数は、添付資料18をご参照ください。
34	22	第2章	1	(3)	ク	表 搬入車両台数(マテリアルリサイクル推進施設)	各社公正を期すためにも、本施設のマテリアルリサイクル推進施設に搬入される不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ(缶類、びん類、プラスチック製容器包装)、有害ごみ(電池類、蛍光灯類)の搬入予定台数(日平均、日最大)をご教示願います。	委託業者のデータはありますが、許可業者は混載して搬入しているため、種類毎の搬入台数は分かりません。添付資料24として搬入実績を示しますので、計画搬入量と貴社のこれまでの経験などから設定してください。
35	22	第2章	1	(3)	ケ	(ウ)安定運転	安定運転の定義について、(ア)に1日5時間の処理を行うものとの記載がございますが、ごみ搬入量により、1日5時間未満で処理が完了した場合には、安定稼働の日数には含まれないものとするのかご教示願います。また、稼働日数を多くすると1日の運転時間が5時間未満となりますが、このような運転計画は認められないものとの理解でよろしいでしょうか。	ごみ搬入量(1日当たり、年間)が少ない場合の90日間以上の安定運転の定義は、運営開始後に協議します。1日の運転時間は5時間を標準としてください。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
36	26	第2章	1	(4)	ア	関係する法令の遵守(メ)	緑化率については「工場立地法」の規定に基づく準則(緑地面積率:20%以上、環境施設面積率:25%以上)に代えて、五泉市工場立地法地域準則条例(平成26年4月1日施行)に基づき、緑地の面積の敷地面積に対する割合5%以上、環境施設の面積の敷地面積に対する割合10%以上の確保と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
37	29	第2章	1	(5)	ケ	寒冷地対策(ウ)	(ウ)「外壁に堆積した雪が及ぼす側圧等の影響を考慮して、1階S造部分の腰壁はRC造にて対策上の適切な高さまで立上げるよう計画すること。」とありますが、寒冷地対策として、新潟県特定行政庁が定めた垂直積雪量及び山間部における参考垂直積雪量並びに昭和10年以降における最新観測値である垂直積雪量150cmを採用し考慮すればよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
38	30	第2章	1	(5)	シ	別途工事との調整	貴組合が発注される別途工事において、市道改良工事の他に事業者が調整を必要とする工事があるようでしたらご教示願います。	現在の所ありません。
39	30	第2章	1	(5)	ス	試運転	試運転で搬入される処理対象物は、建設事業者が策定する試運転計画に従って、搬入されると考えてよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みの通りです。一方、想定通りのごみ量が確保できない場合がありますので、早めの搬入開始を想定した試運転計画の作成をお願いします。特に、新たに分別する容器包装プラスチックについては、現時点で試運転期間中におけるごみ量確保に係る方針が定まっていないため、受注後に協議を行い試運転計画を定めるものとします。
40	31	第2章	1	(5)	ス	試運転	運営事業者の費用負担範囲は、「試運転に必要な事務備品等の調達に係る費用」のみの記載ですが、建設事業者が運営事業者に試運転業務の一部を委託せず、運営事業者が運転指導を受ける目的で試運転に参加する場合、運営事業者の運転員等の費用は運営・維持管理業務委託費に含めて計画することも可と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
41	32	第2章	1	(5)	チ	材料及び機器	海外調達材料及び機器等(電気機器を除く)を使用する場合に関して、「検査立会を要する機器・材料等については、原則として国内において組合が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること」との記載がありますが、国内の検査場所は建設事業者が提案出来るとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。なお、建設事業者は、組合の予算確保前に検査対象品目及び検査場所等のリストを提出し、検査対象品目等を決定するものとします。
42	32	第2章	1	(5)	チ	材料及び機器	ベルトコンベヤの主要部品とはベルトと考えますがその理解でよろしいでしょうか。	ベルトコンベヤについては、ケーシングや電動機等も主要部品に該当します。
43	36	第2章	1	(7)	エ	表 工事の実施中におけるモニタリング	表中の騒音・振動・水質の頻度が工事期間中(連続測定)とありますが、それらの規定値を超える恐れのある工事期間中は一日1回測定し、それを当該作業期間毎日続けるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書の通りとします。
44	40	第2章	1	(8)	エ	保証事項	熱しやく減量のサンプリングについては、平成29年4月30日に発行されました「ごみ焼却施設整備の計画・設計要領 2017改訂版」にて、熱しやく減量測定時の注意事項として、『水冷された焼却灰の熱しやく減量は、水和物の影響を大きく受けるため、燃焼管理で明確に未燃分の把握をするためには「水冷前の灰の採取」又は「灰の炭素量の測定」が必要』との主旨の記載が加わりました。本要領に則り、熱しやく減量は湿灰ではなく、乾灰をサンプリング・分析する計画にて対応可能と理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。この場合、乾灰を安全かつ確実にサンプリングできる機器構成としてください(床も)。
45	41	第2章	1	(8)	エ	保証事項	燃焼室出口および集じん装置入口のガス温度について、「測定開始前に、計器の校正を組合立会のもとに行う。」とありますが、運転中に校正を行うことは困難なため、代わりに検査報告書の結果で確認することとしてよろしいでしょうか。	要求水準書の通りとします。
46	44	第2章	1	(8)	エ	表 マテリアルリサイクル推進施設の引渡性能試験方法	破碎設備 破碎処理能力の“粗破碎 400mm以下”は高速回転式破碎機を適用しない場合、考慮しないものとしてよろしいでしょうか。また、高速回転式破碎機を適用する場合も、細破碎の最大寸法を守るための目標値との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書の通りとします。値は、目標値ではなく保証値です。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
47	45	第2章	1	(9)	ア	契約不適合責任	(イ)の記載のとおりとすると、疑義が生じた場合は、事業者に責がなくとも、事業者は貴組合の指示で調査・検討及び確認試験を行い、その費用を負担することになってしまいます。疑義が生じた場合の確認試験の方法および費用の負担については、協議により決定することとしてよろしいでしょうか。	確認試験要領書を作成する時点で、ご質問にある内容を協議するものとします。疑義が生じた時点で、確認なしに事業者に責がないとは言いきれないと考えています。
48	50	第2章	3	(1)	ア	各設備共通仕様	(ズ)項に「マテリアルリサイクル推進施設の床はチェッカープレート主体で構成する」とありますが、グレーチングやエキスパンドメタルの使用を否定されていないとの理解でよろしいでしょうか。その場合、点検口周辺等には落下防止措置を講じます。	お見込みの通りです。
49	51	第2章	3	(1)	ウ	電気、制御、操作盤	(イ)「扉を鍵付きとする場合は、共通キーとする」とありますが、メーカー標準品(ライン生産品)の機械付属盤などにおいては、一部対応できない盤がある可能性がありますのでご承知おき願います。	ご質問の場合は考えられますが、承諾申請図書作成時点でその旨を明らかにしてください。なお、その場合においても極力統一するようにしてください。
50	51	第2章	3	(1)	オ	地震対策	「地震動対応レベルはできるだけ敷地内全ての建築物で統一する」とありますが、ストックヤードは軽微な建物とし、計量棟、車庫棟については事業者提案という認識でよろしいでしょうか。	平屋の場合は事業者提案を可とします。
51	51	第2章	3	(1)	オ	地震対策	(イ)b参考とすべき基準類(c)火力発電所の耐震設計規定(指針)(主に機械設備)について、エネルギー回収型廃棄物処理施設に適用され、マテリアルリサイクル設備については適用外との理解でよろしいでしょうか。	マテリアルリサイクル推進施設も含めます。
52	53	第2章	3	(2)	ア	ごみ計量機 (オ)特記事項b	計画収集(直営・委託)は1回計量とありますが、49頁の搬入登録車の許可車両も1回計量の記載となっております。許可車両も1回計量との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。「計画収集(直営・委託)の車両」を「登録車」と読み替えてください。
53	53	第2章	3	(2)	ア	ごみ計量機 (オ)特記事項b	計画収集(直営・委託)は1回計量とありますが、P7(イ) d 計量棟の項目には、原則として全車両が2回計量となるとの記載がございますが、計画収集(直営・委託)は原則から外れるものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。進入から退出の手続きは、要求水準書P49、2、(1)、イ、(イ)を正としてください。ご質問がありました要求水準書P7の「原則として全車両が2回計量となる」は「未登録者が2回計量となる」と読み替えてください。
54	54	第2章	3	(2)	ア	ごみ計量機 (オ)特記事項t	運営開始前に準備するICカードの手配枚数をご教示願います。また、運営時の年間必要枚数をご教示願います。	運営開始前は、約400枚を手配してください。運営時の年間必要枚数は未定です。
55	55	第2章	3	(2)	イ	プラットホーム (カ)特記事項1	ランプウェイの屋根につきまして「ドーム型(屋根設置)とする」とありますが、壁なしの屋根のみでもよろしいのでしょうか。	壁なしの屋根のみは不可とします。
56	55	第2章	3	(2)	エ	ごみ投入扉	「電動式を採用する場合は、インバータ制御とする」と記載がありますが、どのような運用方法を想定されているかご教示願います。要求水準書の記載事項を満足したごみ投入扉を選定した上で、駆動方式は事業者提案としてもよろしいでしょうか。	円滑な開閉が行える前提でインバータ制御は行わなくて結構です。
57	56	第2章	3	(2)	オ	ダンピングボックス (オ)特記事項a	直接搬入車両で使用する場合でも、車両からダンピングボックスへはダンピングによる直接払い出しは行わないものと想定した仕様としてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
58	60	第2章	3	(2)	コ	脱臭装置 (操作方法全般)	他の装置も含めて、操作方式に「現場手動」と記載がありますが、現場操作盤の設置対象機器は提案者の経験を踏まえてご提案させて頂くとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書の通りとします。提案を希望される場合は、基本設計段階でその概要、利点、留意点等を整理した資料を提出し、組合の承諾を受けてください。
59	63	第2章	3	(3)	ウ	焼却炉 (エ)炉体鉄骨	(a)炉体鉄骨は、建築と同等の耐震性能を有する (b)構造計算は、建築と同一条件のもとに保有水平耐力の算定を行い、耐震安全性を確認する。 とありますが、本機器は機械設備であり、本要求水準書で地震対策として主に機械設備の場合に参考とすべき基準類に挙げている「火力発電所の耐震設計規程(指針)」に基づいて耐震性能を決定してよろしいでしょうか。	実施設計協議になりますが、焼却・ボイラ及び蒸気復水器等の支持鉄骨は30m級のため、建築基準法に準拠した設計(保有水平耐力計算)として考えてください。



入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
60	67	第2章	3	(4)	ア	廃熱ボイラ (イ)e特記事項(b)	「ボイラ鉄骨は、水平荷重は建築構造物が負担しないものとする」と記載がありますが、「(建築所掌の)炉室架構にはボイラの水平荷重を負担させないこととする」との理解でよろしいでしょうか。即ち、建築躯体にボイラ(含む鉄骨)の鉛直荷重を負担させることを否定しないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
61	68	第2章	3	(4)	エ	ボイラ給水ポンプ (操作方法全般)	操作方式に「自動」と記載されていますが、自動運転とはどのような運転を想定されていますでしょうか。	DCS(監視制御システム)による運転を想定しています。
62	70 71	第2章	3	(4)	キ	ボイラ用薬液注入装置	ボイラ水保缶剤は定常供給するものではないため、水槽容量は7日分ではなく、その他仕様も含めて事業者にて提案することとしてよろしいでしょうか。	要求水準書の通りとします。
63	75 76	第2章	3	(5)	ア	集じん装置	集じん装置内部を数室に分割しても各室の一部のろ布が破孔する可能性があることから、数室には分割せずに、一部のろ布が破孔した場合においても所定の能力を維持できるようにろ布の本数(ろ過面積)に余裕を持った設計とすることによろしいでしょうか。尚、ろ布の破損の際には当該箇所のろ布を交換するまたは閉止蓋を取り付けることでの対応を想定しています。	お見込みの通りです。
64	76	第2章	3	(5)	ア	集じん装置 e特記事項(b)	「1部のろ布が破孔した場合においても所定の能力を維持できるようにする。」とありますが、1部のろ布が破孔した場合においても、必要に応じて負荷を調整するなどして、運転を継続できるようにするという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
65	76	第2章	3	(5)	ア	集じん装置 e特記事項(b)	「ろ布の破損等を検知し、警報を中央制御室に表示する」と記載がありますが、煙道に設置するばいじん濃度計で検知することとしてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
66	76	第2章	3	(5)	ア	集じん装置 e特記事項(c)	「ろ過室ごとに差圧計等の必要な計測機器を設置する」と記載がありますが、バグフィルタの各室の入口と出口は繋がっているため、通常運転時の各ろ過室の差圧は同じになります。従って、各ろ過室ごとに差圧計を設置する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
67	76	第2章	3	(5)	エ	無触媒脱硝装置 (オ)特記事項a、b	特記事項b、dにおける対策は、使用する薬剤に応じて必要な対策を行うものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
68	82	第2章	3	(7)	ク	煙突 (オ)特記事項h	「排ガス測定口付近が常に負圧となるよう設計する。」とありますが、ダウンウォッシュ等を考慮して流速を確保するため、排ガス測定口付近を常に負圧とすることは困難です。過大に正圧とならないよう配慮して設計することと読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
69	88	第2章	3	(10)	ア	共通事項 (ア)	「プラント用水及び生活用水は井水とする」と記載がありますが、各機器設計に必要なため、設計水質条件の提示をお願いします。特に、プラント設計に必要なため、電気伝導度、イオン状シリカ濃度、アルカリ度、硫酸イオン濃度、リン酸イオン濃度について提示をお願いします。設計水質条件の提示を行わない場合は、資料水の提供をお願いします。	水質は、添付資料で示しているもの以外はありません。これ以外に必要なデータがある場合は、資料水を提供しますので、組合事務局に連絡してください。
70	88	第2章	3	(10)	ア	共通事項 (オ)	「災害時を考慮して3日分以上の用水を確保」とありますが、要求水準書(案)で示されていた通り、施設稼働が可能なよう生活用水を確保するとの理解でよろしいでしょうか。	(オ)は、プラント用水及び生活用水に関する考え方となります。いずれも3日以上確保してください。
71	89	第2章	3	(10)	ウ	ポンプ類仕様(給水系)	自動運転の有無は提案者の経験を踏まえてご提案させて頂くとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書の通りとします。提案を希望される場合は、基本設計段階でその概要、利点、留意点等を整理した資料を提出し、組合の承諾を受けてください。
72	97	第2章	4	(2)	ア	プラントホーム (カ)特記事項f	「各ごみ投入扉間には、ごみ投入作業時の安全区域を設ける」とありますが、ごみ投入扉を設置せず、貯留ヤードから各受入ホッパに投入する場合は、各受入ホッパ廻りに投入作業時の安全区域を設けるものと理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
73	99	第2章	4	(4)	ア	粗破砕機	「破砕物の最大寸法は、スプレー缶(ボンベを含む。)の破砕(穴開け)が可能な仕様とする。」と記載ありますが、スプレー缶対策は後段の設備と合わせたトータルシステムとしての提案は可能でしょうか。	提案を可とします。ただし、できるだけ粗破砕機で対応する仕様とさせていただきます。
74	100	第2章	4	(4)	ア	粗破砕機 (オ)特記事項c	「スプレー缶(ボンベを含む)の破砕(穴開け)が可能な仕様とする」とありますが、新施設稼働後の収集形態でも危険品であり、スプレー缶(ボンベを含む)は【不燃ごみ】、【資源ごみ(缶類)】の何れでも積極的な収集はされないとの理解でよろしいでしょうか。	スプレー缶(ボンベを含む)は、「缶類」として収集します。なお、使い切りののち、穴は開けないで出すこととしています。
75	100	第2章	4	(4)	ア	粗破砕機 (オ)特記事項c	「スプレー缶(ボンベを含む)の破砕(穴開け)が可能な仕様とする」とありますが、【不燃ごみ・粗大ごみ受入貯留ヤードでの「爆発の可能性のある危険物の選別等」で抽出できずに誤って投入された】スプレー缶(ボンベを含む)の破砕(穴開け)が可能な仕様とすると解釈してよろしいでしょうか。ご教示ください。	お見込みの通りです。また、質問74を参照してください。
76	105	第2章	4	(6)	イ	破砕アルミ貯留設備 (ア)e特記事項(b)	「容量は、搬出計画との整合を図る」とありますが、搬出計画について、「表 2-20 資源物等搬出形態 その他(金属等) 10tトラック」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
77	105	第2章	4	(6)	ウ	残渣集合コンベヤ	破砕残渣は比重が小さいため、コンベヤスケールでは正確に計量ができないことが予想されるため、計量棟の計量器で搬入/搬出を行い、残渣はその差分として算出できるので、コンベヤへの計量機能は設けないこととしてもよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。ただし、実態として差分としての重量が不正確となる(実態と合わない)事例がありますので、そのような事象が発生した場合には解析できるようにしてください(系内の物質収支の解析等)。
78	106	第2章	4	(6)	ウ	残渣集合コンベヤ (オ)特記事項b	「必要に応じて計量機能を有するものとし」と記載があります。残渣以外の計量は、計量棟の計量器で搬入/搬出を計量を行いますので、【残渣量】はその差分として算出されることから、コンベヤへの計量機能は設けないことでもよろしいでしょうか。	質問77を参照してください。
79	108	第2章	4	(7)	エ	びん受入貯留ヤード (オ)特記事項d	「本ヤードにおいて生びんの選別、保管(ケース保管)を行う」とありますが、一方で20頁 表2-19 搬入形態等にて びん類の「収集車両」はパッカー車(一部、3t)ダンプトラック(2~4t)、乗用車(直接搬入)とあります。パッカー車やダンプトラックで搬入されたびん類は荷下ろしの際に、びん割れが多く発生するものと考えますので、生びんの選別、保管(ケース保管)を行うのは直接搬入分との理解でよろしいでしょうか。	搬入形態に関わらず、生きびんとして選別が可能ならば選別対象とさせていただきます。
80	108	第2章	4	(7)	エ	びん受入貯留ヤード (オ)特記事項d	各社公平を期すために、生きびん保管ケース30日分に必要な広さと保管ケースの大きさおよび段積みできる高さについてご教示願います。	25m <sup>2</sup> 、高さ2m上限とさせていただきます。保管ケースはびんの種類により異なります。
81	108	第2章	4	(7)	エ	びん受入貯留ヤード (オ)特記事項d	生きびん保管ケースの手配は、貴組合が手配する資源化学業者が準備するものとの理解でよろしいでしょうか。尚、運営事業者側で準備する場合には、保管ケースは返却されるとの理解でよろしいでしょうか。	資源化学業者が手配します。
82	109	第2章	4	(7)	キ	缶類破袋機	【資源ごみ(缶類)】にスプレー缶(ボンベを含む)が混在して収集されることが想定される場合、破砕袋機や下流の手選別コンベヤにおける安全性確保の観点から大きなリスクとなります。そのため受入貯留ヤードでの処理不適用としての選別除去が必要となります。新施設稼働後の収集形態として、【資源ごみ(缶類)】にスプレー缶(ボンベを含む)は混在していないとの認識でよろしいでしょうか。	質問74を参照してください。
83	110	第2章	4	(7)	ク	プラスチック製容器包装受入貯留ヤード (オ)特記事項j	「残響及び鳥対策を行う」とありますが、誤記と考えてよろしいでしょうか、ご教示ください。	広い空間となりますので、誤記ではありません。
84	111	第2章	4	(7)	サ	プラスチック製容器包装破砕袋機	除袋機能を持った「破砕袋機」を設置すると、プラスチック製容器包装である袋もまで除袋してしまうことから、除袋機能のない「破砕機」を設置させて頂きたく、ご了承ください。	圧縮梱包物の品質を確保できる前提で提案を可とします。
85	112	第2章	4	(8)		選別設備	缶類の処理ラインに【缶類手選別コンベヤ】を設置し、缶類破砕袋機で除袋モレした袋や異物・危険物の抽出・除去を行う必要があると考えますので、装置項目を追記させて頂きたく、ご了承ください。	提案を可とします。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
86	113	第2章	4	(8)	エ	プラスチック製容器包装選別機	(必要に応じて)と記載がありますが、弊社実績より処理量が2.9t/5h規模であることを考慮しますと、設置は必要ないと考えます。比重差を用いた選別機を設置する場合、軽量物側/軽量物側それぞれの手選別コンベヤに加え、再び合流させるコンベヤが必要となりシステムが非常に複雑になります。	圧縮梱包物の品質を確保できる前提で提案を可とします。
87	114	第2章	4	(8)	オ	プラスチック製容器包装異物除去コンベヤ	(エ)付属品【磁選機(ブリー式)(必要に応じて設置)】とありますが、必要性の判断にあたり、プラスチック製容器包装中の磁性物(不適物)混入割合の想定値をご教示ください。	現在分別を行っていないため、想定が困難です。地域特性が類似する自治体における貴社の経験で想定してください。
88	114	第2章	4	(8)	オ	プラスチック製 容器包装異物除去コンベヤ(オ)特記事項c	「状況に応じて手選別要員を増員できるよう、コンベヤ長さや手選別要員の配置場所には余裕を見込む」とありますが、プラスチック製容器包装の不適物混入割合の想定値をご教示願います。あるいは、手選別作業エリアとして設定しておくべき手選別部長さをご教示願います。	不適物については、現在分別を行っていないため、想定が困難です。地域特性が類似する自治体における貴社の経験で想定してください。手選別部長さについても提案としますが、2名程度増員できる余裕を確保してください。
89	114	第2章	4	(9)		選別設備 貯留・搬出設備	空コンテナに関しては、本設備で貯留することはありますでしょうか。空コンテナの貯留が必要であれば各社公平を期すために、貯留に関しての必要面積や仕様等を教示願います。	空コンテナの貯留は行います。30m <sup>2</sup> 以上のスペースを確保してください。なお、現在のコンテナは重ね収納式です(生きびん以外)。
90	116	第2章	4	(9)	キ	有害ごみストックヤード	111頁に記載の【有害ごみ受入貯留ヤード(3日分)】と兼用しプラントホームに隣接して設置することでよろしいでしょうか、ご教示願います。	必要日数の確保、蛍光管破砕機との円滑な連携、プラントホームに隣接(プラントホーム内ではない)ことを前提に、提案を可とします。
91	117	第2章	4	(9)	キ	有害ごみストックヤード	ドラム缶容量は200Lでよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
92	117	第2章	4	(9)	キ	有害ごみストックヤード(オ)特記事項a	蛍光管破砕機を設置し、蛍光管を破砕するとありますが、集じんした水銀等が吸着したフィルタについても有害物として組合が処理して頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。現在は、蛍光管を入れたドラム缶に同梱し引渡業者にて処理しています。
93	117	第2章	4	(9)	キ	有害ごみストックヤード(オ)特記事項d	「ヤードの有効貯留量は、それぞれ計画日最大処理量の30日分以上とする…」とありますが、それぞれの計画日処理量は内訳が不明であります。貯留に関しての必要面積や仕様等を教示願います。	25m <sup>2</sup> 以上確保してください。
94	117	第2章	4	(9)	キ	有害ごみストックヤード(オ)特記事項d	「ヤードの有効貯留量は、(中略)破砕した蛍光管及び水銀体温計(ドラム缶詰め)は10t車1台分以上」とありますが、同箇所に記載の「計画日最大処理量の30日分以上」を満たす範囲で事業者にて適切な容量を選定するものとしてよろしいでしょうか。	質問93を参照してください。
95	118	第2章	4	(9)	キ	有害ごみストックヤード	「有害ごみ(乾電池)」についてフレコンバッグ詰めにて搬出時まで保管する計画とされておりますが、ハンドリング性及び液漏れ等の懸念を考慮し、ドラム缶による貯留も可との理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みの通りです。
96	123	第2章	5	(1)	イ	電気方式	交流三相3線式 400Vと記載されていますが、高圧変圧器2次電圧の420Vを採用してもよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。公称電圧400Vと理解してください。
97	123	第2章	5	(1)	イ	電気方式	保守用動力とは保安動力(商用停電時に非常用発電機で給電される動力)の意味との理解でよろしいでしょうか。保安動力であれば、電圧は同様に交流三相3線式 420Vとさせて頂きたく、ご確認をお願い致します。必要に応じて200V負荷へは降圧して使用します。	工場内で行われる補修作業時に使用する動力源(主として溶接機負荷)を想定しています。
98	124	第2章	5	(1)	エ	高圧配電設備	設備容量と盤サイズから、プラント動力とプラント共用動力は共通とし、プラント動力盤として同一盤に収容することでよろしいでしょうか。ご確認願います。	お見込みの通りです。なお、保安動力とは明確に別のものとしてください。
99	125	第2章	5	(1)	エ	高圧配電設備(オ)進相コンデンサ盤e特記事項(b)	「大容量機器には個別に進相コンデンサを設ける」との記載がありますが、大容量機器の判断及び進相コンデンサの設置の判断は提案者に委ねられるとの理解でよろしいでしょうか。ご確認願います。	お見込みの通りですが、力率改善を個別に行うか又は全体として対策するかは理由の明示を受けて判断します。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
100	126	第2章	5	(1)	オ	低圧配電設備	低圧動力主幹盤の使用電圧は400Vと記載されていますが、420Vとの理解でよろしいでしょうか。	質問96を参照してください。
101	126	第2章	5	(1)	オ	低圧配電設備	配線用遮断器・地絡保護装置・零相変流器は個別に設けず漏電遮断器を設けることでご要求機能を満たすように設計させて頂くことでよろしいでしょうか。ご確認願います。	お見込みの通りです。なお、統一した設計としてください。
102	126	第2章	5	(1)	オ	低圧配電設備	非常用切替器(常用一発電)との記載がありますが、設置目的についてご教示願います。	発電機のための自立運転時の電力抑制策としています。
103	130	第2章	5	(1)	キ	非常用電源設備	系統(系統連系する場合)やタービンの並列運転時の出力調整は中央制御室から行い、周波数及び回転数の調整は現場とすることでよろしいでしょうか。安全上、回転数調整は現場のみとした方が良く考えます。ご確認願います。	お見込みの通りです。遠隔操作又は現場操作とするかは提案によるものとします。
104	131	第2章	5	(1)	キ	非常用電源設備	直流電源設備から非常用照明に電源を供給するように記載されていますが、非常用照明は交流電源とし、直流電源設備からはより重要な受変電設備の制御に限定するべきと考えます。よろしいでしょうか。ご確認願います。	建築電気設備の非常照明の電源を消防法上の法令遵守することにより代替案を協議できることとします。
105	131	第2章	5	(1)	ク	盤の構造	屋外設置の場合はSUS製とすると記載されていますが、目的は、防錆と思慮しますので、鋼板+耐塩塗装での提案もご了承頂けないでしょうか。ご確認願います。	統一した施工のためにSUS製としてください。
106	131	第2章	5	(1)	ク	盤の構造	SUS製の盤には塗装が適用されないとの理解でよろしいでしょうか。ご確認願います。	国土交通省の標準仕様書塗装工書の項によります。
107	134	第2章	5	(2)	ウ	(イ)排ガス・大気質測定器 b特記事項	(a)～(e)に記載されている事項は、測定機器の(a)～(f)に対しての記載事項で(g)、(h)の風向風速計および大気温湿度計は該当しない(共通設備としての設置)との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
108	139	第2章	5	(2)	オ	データ処理装置	「日報、月報、年報作成用プリンタ」「警報用記録プリンタ」「画面ハードコピー用プリンタ」との記載がありますが、プリンタ1台で兼用できるとの理解でよろしいでしょうか。	故障時の対応が速やかにできる前提で、お見込みの通りです。
109	139	第2章	5	(2)	カ	計装用空気圧縮機	計装用空気圧縮機は、使用先で必要な能力・容量は満たすものとして、雑用空気圧縮機と兼用としてもよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
110	141	第2章	6	(1)	ア	(ウ)工事に係る安全対策b	「工事車両の出入りについては、周囲の一般道に対し迷惑とならないよう配慮するものとし、」と記載されておりますが、具体的な工事車両に対する通行制限(通行時間、近隣の通行ルート、国道から市道への入場時右折禁止等)はありますでしょうか。	具体的な通行制限はありませんが、通勤、通学時間帯は配慮してください。
111	142	第2章	6	(2)	ア	全体計画(サ)	「現行地盤高さ」とは対象施設設置箇所における現行地盤高さという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
112	149	第2章	6	(2)	カ	車庫棟計画	周辺環境と調和したデザインとするために、車庫棟を工場棟と合棟とする提案としてもよろしいでしょうか。	組合職員用玄関からの距離が短い前提で提案を可とします。
113	150	第2章	6	(2)	ケ	(ウ)炉室	メンテナンス用エレベータはメンテナンス動線との連携を図る様に計画することとし、必ずしも炉室内に設置するのではなく、例えば近傍の運転作業員用エレベーターと兼用することでもよろしいでしょうか。ご確認願います。	炉室近傍であれば提案を可とします。
114	153	第2章	6	(2)	サ	見学者機能(ア)c	見学者通路は原則として、同一階で一筆書きの動線になるように計画する。とありますが、エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設を合棟で計画した場合でも、各施設ごとに同一階で一筆書きの動線となるようにとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
115	156	第2章	6	(3)	ア	(イ)造成工事	「また、敷地境界東側が阿賀野川の河川区域と接する場合は、都市計画法施行令第28条の3の緩和規定を適用させて緩衝帯の規定の幅員を縮小することを可とする。」とありますが、同緩和規定を適用させ、緩衝帯を全く設けない事も可という認識でよろしいでしょうか。	緩衝帯を全く設けない提案は不可とします。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
116	156	第2章	6	(3)	ア	(イ)造成工事d(a)	敷地内農道、農業用水路の付替え工事につきまして、事業者側の責任範囲と貴組合以外の権利者の要求指示、及び造成着工可能までの手続き内容、所要期間等をご教授願います。 また、実施時における他の権利者との調整は、貴組合にて行っていただけたらと考えてよろしいでしょうか。 その際要求水準書内容から変更が生じた場合は協議対象と考えてよろしいでしょうか。	・最初の質問文に対する回答は以下の通りです。 ①事業者側の責任範囲:敷地内(一部敷地外を含む)における既存農道及び水路の撤去及び新設。 ②組合以外の権利者の要求指示:現時点においてはなし。 ③造成着工可能までの手続き内容、所要期間等:開発に係る届出等が必要。所要期間は届出資料等のやり取りに要する期間となるため、資料完備の状況や混雑状況等により変動。 ・他の権利者との調整は、組合が主体で行いますが建設事業者も協力してください。 ・要求水準書内容から変更が生じる場合は協議対象とします。
117	161	第2章	6	(5)	カ	その他工事 (イ)電話設備	通信手段をPHS方式による方法を指定されておりますが、PHS方式が廃止となることも想定されるため、代替でのご提案でもよろしいでしょうか。	必要な機能を満足する前提で提案を可とします。
118	162	第2章	6	(5)	カ	その他工事 (キ)警備配管工事	機械警備用の空配管を設置するとありますが、機械警備する指定箇所をご教示願います。	組合職員用の居室及び居室廻りは必須、それ以外は事業者の提案とします。
119	167	第3章	1	(2)	セ	保険	貴組合にて加入される建物総合損害共催について、一般的な火災保険よりも掛金が安価なため、事業費削減の観点から、事業者にて負担することで、火災保険として事業者も使用することは可能でしょうか。また、可能であれば、コスト折込のため、想定される掛金をご教示願います。	「ご加入いただける団体は、市又は市が設置する一部事務組合等です。」となっているため、事業者は使用できないと考えます。 <a href="https://www.city-net.or.jp/products/mutual/">https://www.city-net.or.jp/products/mutual/</a>
120	167	第3章	1	(2)	セ	保険	貴組合にて建物総合損害共済に加入するとのことですが、本事業における火災、その他不可抗力に含まれる自然災害等による損害があった場合、帰責の所在や不可抗力かどうかの如何にかかわらず、原則当該保険を適用するという考え方でよろしいでしょうか。適用されない場合に対して、事業者で保険に加入すると事業費が割高になる恐れがあります。	お見込みの通りです。ただし、事業者の責による場合等、事業者の負担となっている場合については、保険で充填できない部分については、事業者の負担となります。また、保険の範囲等は、以下で確認してください。 <a href="https://www.city-net.or.jp/products/building/">https://www.city-net.or.jp/products/building/</a>
121	167	第3章	1	(2)	ソ	地元企業	地元企業について、本地域内に本店等有る事業者との記載がございますが、本店等には、支店や営業所も含まれるものと理解でよろしいでしょうか。	支店や営業所も含まれます。ただし、様式第17号-2-2,3,4に示す通り、本店又は本社と、支店又は営業所は分けて評価しますので、提案書作成時は、本店又は本社と、支店又は営業所の別が明確に分かるよう配慮してください。
122	171	第3章	3	(2)	オ	年間運転日数	(イ)マテリアルリサイクル施設のaにおいて、搬入される対象廃棄物を滞りなく処理するもの、との記載がございますが、搬入された当日処理しきるという意味ではなく、計画的にヤード貯留容量を逸脱しないように適切な運転計画のもと滞りなく処理すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。ただし、夜間に未処理物を保管することは、火災リスクがありますので、稼働時間を遵守する範囲でできるだけ多く処理することを期待します。
123	171	第3章	3	(2)	キ	搬入時間	受入に関する計画を行うため、(ア)～(ウ)に記載の事項に対する計画条件をお示しください。	詳細は未定ですが、年末年始の対応は検討、提案してください。
124	172	第3章	3	(2)	ケ	車両の調達等	運営事業者が調達する車両については、リースでもよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
125	172	第3章	3	(3)	ア	受付管理(イ)	計量棟での受付事務の方法をご教示願います。 受付表や受付継続用紙等が、ございましたら提示のほどお願いします。	受付時に、A4版1枚程度の用紙に住所、氏名、持込物(具体的に記入又は丸付け)、車両ナンバー等の情報を記載してもらうことを想定しています。現在はこの作業を計量台脇の受付で実施していますが、記載場所は提案によるものとします。受付表や受付継続用紙等は、上記条件において、実施設計時に提案してください。
126	172	第3章	3	(3)	ア	受付管理(ウ)	持ち込まれる廃棄物が、判断基準に対し不明確な場合には、組合に都度確認することでよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
127	172	第3章	3	(3)	ア	受付管理(ウ)	搬入者が、受け入れ基準に対してクレーム等納得して頂けない場合には、貴組合が対応されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
128	172	第3章	3	(3)	ウ	料金徴収代行	料金徴収について「組合が定める方法で」とありますが、具体的にどのような方法を想定されているか、ご教示願います。	登録車は全て後納、それ以外は現金の受け渡しを想定しています。
129	172	第3章	3	(3)	ウ	料金徴収代行	貴組合HPでは、家庭系と事業系の一般ごみと粗大ごみの料金がそれぞれ異なりますが、家庭系と事業系の確認区別は、受付時の自己申告で家庭系と事業系を区別しているのかご教示願います。	現在は自己申告により区別しています。
130	172	第3章	3	(3)	ウ	料金徴収代行	貴組合HPでは、一般ごみと粗大ごみの料金が異なっております。一般ごみと粗大ごみを混載されている場合には、各ごみを荷下ろし毎に計量料金精算とするのでしょうか。今後、搬入者の利便性を考慮して一般ごみと粗大ごみの料金を統一することはありますでしょうか。	入札説明書等に関する質問の回答(第2回)までに回答します。
131	172	第3章	3	(3)	ウ	料金徴収代行	土曜日の組合閉庁日は、その次の平日に徴収料金を引き渡しとありますが、引き渡し時間の指定があればご教示願います。土曜日の徴収料金とその次の平日の徴収料金と合わせて引き渡すことは可能でしょうか。	引き渡し時間の指定はありません。また、土曜日の徴収料金とその次の平日の徴収料金と合わせて引き渡すことは可能です。
132	172	第3章	3	(3)	ウ	料金徴収代行	土曜日は組合閉庁日とありますが、年末年始・祝日も貴組合閉庁日と考えてよろしいでしょうか。組合閉庁日をご教示ください。	組合閉庁日は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12/29～翌年1/3)です。
133	172	第3章	3	(3)	ウ	料金徴収代行	徴収した料金の引渡方法について、毎日現金を貴組合へ手渡しするという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
134	172	第3章	3	(3)	ウ	料金徴収代行	運営事業者は後納分の管理簿の作成提出が業務範囲であり、従量制ごみの料金徴収については貴組合の業務と理解してよろしいでしょうか。	いずれも運営事業者の業務範囲です。
135	173	第3章	3	(4)		搬入物の性状分析等	「運営事業者は、(中略)可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみの性状、マテリアルリサイクル推進施設の破砕残渣等について、定期的に分析・管理を行うものとする。」とありますが、これらのうち焼却対象である、可燃ごみ、粗大ごみ、マテリアルリサイクル推進施設の可燃破砕残渣については、それらを含めてごみピット内で攪拌した混合ごみの性状について分析・管理を行うものと考えてよろしいでしょうか。	可燃ごみ、粗大ごみ、マテリアルリサイクル推進施設の可燃破砕残渣については、それらを含めてごみピット内で攪拌した混合ごみの性状について12回/年分析してください。また、マテリアルリサイクル推進施設の可燃破砕残渣については単独で1回/年分析してください。
136	173	第3章	3	(4)		搬入物の性状分析等	搬入物の性状分析の種類は、可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ、マテリアルリサイクル推進施設から搬入される破砕残渣の4種類を分析するとの理解でよろしいでしょうか。ご確認願います。	質問135に記載した種類及び不燃ごみ(12回/年)としてください。
137	173	第3章	3	(4)		搬入物の性状分析等	搬入物の性状分析について、可燃ごみは、ごみピットから採取するとの理解でよろしいでしょうか。もしくは、破砕可燃残渣を分けるために無作為に抽出した収集・運搬車から採取した、可燃ごみの性状分析をするのでしょうか。ご確認願います。	質問135を参照してください。
138	173	第3章	3	(4)	(イ)	搬入物の性状分析等	エネルギー回収型廃棄物処理施設の性状分析は、ごみピットより採取した焼却するごみであり、搬入される可燃ごみとは別なものでしょうか。	質問135を参照してください。
139	173	第3章	3	(4)	(イ)	搬入物の性状分析等	搬入物の性状分析の頻度については、年4回以上(3ヶ月に1回)とあります。また、175頁表3-3 施設の運営にかかわる測定項目においては、ごみ質(エネルギー回収型廃棄物処理施設)、ごみ質(マテリアルリサイクル推進施設)共に12回/年となっております。搬入物の性状分析は、表3-3記載以外には、粗大ごみと破砕残渣の性状分析を年4回以上を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問にある「年4回以上(3ヶ月に1回)」は誤記です。性状分析を行う種類及び回数は、質問135及び質問136を参照してください。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
140	173	第3章	3	(5)		搬入管理	展開検査を行う車両の構成について、5台の内訳(例:可燃ごみ3台、不燃粗大2台)を開示いただけますようお願いいたします。	搬入物の状況によるため、内訳は未決定です。ただし、可燃ごみはピット投入のため、可燃ごみを中心とした実施を考えています。
141	174	第3章	3	(9)	(ア)	資源物の保管	「搬出される資源物等が保証条件を満たすようにし」とあり、表3-3の測定項目のことかと推測しますが、保証条件とは、第2章第1項(3)表2-25～27に示された保証値と考えてよろしいでしょうか。	表2-25～29に示す保証値とお考えください。
142	174	第3章	3	(10)		資源物の売却	各資源物等の搬出頻度についてご教示願います。	搬出車両の容量が満杯付近かつ、搬出用の貯留容量が満杯になる前に搬出する計画としています。
143	175	第3章	3	(12)		施設運営に係る各種測定	土壌について、貴組合がご指定される敷地外の測定場所は、敷地の近隣との理解でよろしいでしょうか。また、私有地の場合には、貴組合が事前に立ち入りなどの許可を取得頂けるものと理解でよろしいでしょうか。	いずれもお見込みの通りです。
144	175	第3章	3	(12)		施設運営に係る各種測定	土壌の溶出試験及び含有量試験は、17頁 表2-14の主灰及び飛灰処理物の溶出基準項目(8項目)と同一との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
145	175	第3章	3	(12)		施設運営に係る各種測定	熱灼減量は乾灰での測定でよろしいでしょうか。	質問44を参照してください。
146	175	第3章	3	(12)		施設運営に係る各種測定	主灰と飛灰処理物の放射能濃度について、測定方法は「放射能濃度等測定方法ガイドライン H25年3月(環境省)」に準拠することの理解でよろしいでしょうか。また、要求水準書に示す放射性物質(放射性ヨウ素131)については、半減期が8日間と言われており毎月の測定を行ってもその効果を得られないと考えます。この事により本項目を測定することは不要と考えてよろしいでしょうか。	測定方法はお見込みの通りです。放射性物質(放射性ヨウ素131)は、測定を行ってください。
147	175	第3章	3	(12)		施設運営に係る各種測定	主灰の溶出基準は、17頁 表2-14の溶出基準項目(8項目)を分析するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
148	175	第3章	3	(12)		施設運営に係る各種測定	主灰の特定化学物質の含有量については、アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、セレン、1,4ジオキサンその他に分析するものがありますでしょうか。ご教示願います。	ご質問の項目で結構です。
149	175	第3章	3	(12)		施設運営に係る各種測定	主灰の放射能濃度の測定は、貴組合にて測定されている放射性ヨウ素(ヨウ素131)、放射性セシウム(セシウム134、137) 3種類の分析を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	質問146を参照してください。
150	175	第3章	3	(12)		施設運営に係る各種測定	飛灰の溶出基準は、17頁 表2-14の溶出基準項目を分析するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
151	175	第3章	3	(12)		施設運営に係る各種測定	飛灰処理物の項目で、鉛溶出試験の下段に「簡易測定※1」の記載がございますが、誤記として削除するものとして理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)では誤記がありました。本要求水準書では削除しています。
152	175	第3章	3	(12)		施設運営に係る各種測定	飛灰の放射能濃度の測定は、貴組合にて測定しております放射性ヨウ素(ヨウ素131)、放射性セシウム(セシウム134、137) 3種類の分析するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
153	175	第3章	3	(12)		施設運営に係る各種測定	騒音・低周波音に測定地点が、7地点(敷地境界4箇所、環境騒音及び低周波音の調査地点)との記載がございますが、環境騒音と低周波音の調査地点は、それぞれ何箇所必要なのか、ご教示願います。また、「箇所」と「地点」の使い分けの趣旨についてもご教示願います。	環境騒音・低周波音の調査地点は、環境影響評価書P5-10に示す通りです。箇所は、詳細位置決定が未定、地点は、詳細位置が概ね決定している意味で使い分けをしています。

入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
154	175	第3章	3	(12)		施設運営に係る各種測定	悪臭の5地点(悪臭の調査地点+対象事業実施区域周辺の集落)について、悪臭の調査地点が敷地境界の4地点、対象事業実施区域周辺の集落が1地点の合計5地点との理解でよろしいでしょうか。また、対象事業実施区域周辺の集落について、測定場所は貴組合ご指定の私有地ではない場所で、運営開始初年度のみ実施との理解でよろしいでしょうか。	悪臭の調査地点は、環境影響評価書P5-22を参照してください。
155	176	第3章	3	(13)		運転計画の作成	年間運転計画を作成するにあたり、年間ごみ搬入量(月別)については、貴組合より何月頃にご提示があるのかご教示願います。	11月頃の提示を予定しています。
156	178	第3章	3	(18)	ア	停止基準	水銀が定期バッチ計測データが、基準値を超過した場合の3回以上の計測については、別途費用精算することによろしいでしょうか。	運営事業者の範囲とします。
157	178	第3章	4	(1)		備品・什器・物品・用役の調達	一時貯留された有害ごみの搬出頻度についてご教示願います。	現在は、20トン車で年2回搬出しています(乾電池と蛍光灯を合わせて年2回)。新施設稼働後は10トン車で搬出を想定しているため、年4回程度を想定しています。
158	178	第3章	4	(1)		備品・什器・物品・用役の調達	備品・什器・物品について、リース品での対応は可能かご教示願います。	購入してください。
159	180	第3章	4	(8)	ア	補修の実施	効率的な運営業務の観点から、点検整備に伴って発生する廃材等の可燃物ごみ、水槽清掃時の汚泥等は産廃扱いでなく、排ガス規制等を遵守することを前提に本施設内で焼却処分すると解釈してよろしいでしょうか。	法令を遵守して運営事業者にて処分してください。
160	188	第3章	9	(2)	イ	植栽管理業務 イ 業務の内容	植栽管理で発生した剪定枝や刈り取った草等は、産廃扱いでなく自区内処理として施設内で破碎・焼却処分すると解釈してよろしいでしょうか。	法令を遵守して運営事業者にて処分してください。
161	189	第3章	9	(2)	ウ	業務の要求事項 (イ) 樹木管理	aの(b)に再度植え替えを行うとの記載がございますが、植え替えに係る費用の所掌区分についてご教示願います。	運営事業者の範囲とします。
162	189	第3章	9	(2)	ウ	業務の要求事項 (ウ) 芝生管理	Cに記載の芝生の張替えに係る費用の所掌区分についてご教示願います。	運営事業者の範囲とします。
163	添付資料-11					付け替え水路計画図	東側堤防法尻の既設排水延長が敷地南北方向の半分程度となっておりますが、造成に伴い南東側の排水が追加となる場合は別途協議させて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
164	添付資料-11					付け替え水路計画図	「造成基本設計報告書P4には記載がありませんが上記の赤丸間も排水路を計画しています。」となっておりますが、その区間及び市道側方向に既設排水があると添付図面ではなってませんが、現状では既設排水路はありません。今後、貴組合にて計画されるという認識でよろしいでしょうか。	建設事業者にて計画を行ってください。
165	添付資料-13					敷地内電柱位置図(現状)	要求水準書P8に電柱(清瀬線12、13、14、14-A)の移設について示されていますが、想定される移設時期、移設方法、設計上の留意点等についてご教示願います。	詳細は東北電力ネットワーク(株)と調整中であり、明らかになった時点で提示します。現段階において、移設時期は本工事における造成工事が完了する頃を予定しています。電線の位置は清瀬線15から12側を想定していますので大きくは変わりませんが、電柱の位置や数に変更となる見込みです。基本設計段階で、組合、建設事業者、東北電力ネットワーク(株)で具体的な電柱の位置決定等に係る協議を行い詳細を決定するものとなります。移設に必要な材工は東北電力ネットワーク(株)が手配します。なお、敷地北側を電線が南北に通過する形となりますので、工事用車両の搬出入や離隔距離の確保、施工には十分注意してください。費用については、移設工事着手前の負担となります(金額及び負担方法は調整中)。



入札説明書等に関する質問に対する回答

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
166	添付資料-18					日別搬入車両台数及び搬入量	不燃ごみ、粗大ごみ、資源物収集運搬に係る車両台数は、五泉地域衛生施設組合不燃物処理センターへの不燃ごみ等搬入台数及び搬入量が示されておりますが、阿賀野市と阿賀町の不燃ごみ、粗大ごみ、資源物収集運搬車両台数及び搬入量について運転計画のためにご教示願います。	本地域の不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみは五泉地域衛生施設組合不燃物処理センター及び民間施設に搬入されており、組合への搬入台数には阿賀野市と阿賀町の車両も含まれています。 なお、新施設稼働後は分別区分が変更になり、現在民間施設に搬入しているものも一部新施設への搬入に変更となることにご留意ください。
167	添付資料-18					日別搬入車両台数及び搬入量	資源物収集運搬については、缶類、びん類、プラスチック製容器包装、有害ごみ毎に運転計画のため搬入台数をご教示願います。	質問34を参照してください。

入札説明書等に関する質問に対する回答

3 落札者決定基準に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	4 6	第3章	2	表1	審査項目及び配点	3 事業計画に関する事項(2)地元企業や地元住民への配慮 ア 地域貢献 ②地域掲載への配慮(本社又は本店) ③(支店又は、営業所)に関して、本評価項目は、元請企業又はグループから地元企業への発注金額の総計との理解でよろしいでしょうか。 例えば、土木建築工事の一部を一次下請である地元企業に発注した場合、一次下請け企業から設備工事・外構工事など工種やセメント又は鉄筋などの資材を地元企業(二次下請け)に発注する場合の発注額は、ダブルカウントとなるのでカウントしないとの理解でよろしいでしょうか。 又、元請企業グループに地元の土木建築業者がいる場合、同業種である土木建築業を地元の一次下請けに発注した場合もダブルカウントとなるのでカウントしないとの理解でよろしいでしょうか。	いずれもダブルカウントとなるため、カウントしないことで記入してください。様式集P66、67をご参照ください。
2	5	第3章	3		入札価格の確認	最低制限価格、定量化限度額の設定有無、公表時期・方法などについてご教示ください。	最低制限価格及び定量化限度額は設定しておりません。

入札説明書等に関する質問に対する回答

4 様式集に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	4	様式第3号			参加証明書(他)	調印者は貴組合(又は組合圏域内市町)へ指名願を提出している者と理解してよろしいでしょうか。(例えば、社長から営業部長へ委任のうえ、指名願を提出している場合、営業部長の名義で提出すると理解してよろしいのでしょうか)	会社の代表者ということで、基本は社長となります。
2	6	様式第3号	3/4	7	納税証明書	消費税及び地方消費税、法人税、法人市民税の納税証明書とは、「①法人税納税証明書、②法人住民税納税証明書、③法人事業税納税証明書、④消費税納税証明書」については、それぞれ未納税額がないことの証明書を添付することでよろしいでしょうか。	未納がないことが記載された納税証明書です。納税証明書に未納がないことが記載されていない場合、納税証明書に加えて未納税額がないことの証明書を添付してください。
3	第16号 -2-2		(別紙1) (別紙2)		二酸化炭素排出量	算定条件のごみ質は基準ごみとしてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
4	第17号 -2-4				2. 地元雇用に係る貢献金	賃金(平均年収)とは、本人に支払われる金額ではなく、事業主が負担する社会保険料等を含めた金額と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

入札説明書等に関する質問に対する回答

5 基本協定書（案）に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	2	6	2	(7)	運営事業者への追加出資または融資	「構成員は、運営事業者が債務超過に陥った場合、資金繰りの困難に直面した場合など、事業の実施に重大な支障が生じる懸念がある場合には、連帯して運営事業者への追加出資又は融資を行うこと」とありますが、負担割合については構成員間の協議により設定できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りですが、通常は、SPCの出資比率に応じた負担になるものと理解しています。出資比率と大きく違う負担割合を考えている場合は、提案書にその理由などにも記載いただくようお願いいたします。また、追加出資又は融資については、「信頼性の高い運営管理体制」の評価の重要な要因であるため、提案内容によっては実現性の担保を求める場合もあることを、考慮してご提案ください。

入札説明書等に関する質問に対する回答

6 基本契約書（案）に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
						質問なし	

入札説明書等に関する質問に対する回答

7 建設工事請負契約書（案）に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	1	1	2	5	総則	「不可抗力」には、疾病や伝染病の流行による場合も含まれると理解してよろしいでしょうか。	疾病や伝染病の流行の工事への影響によります。疾病や伝染病の流行を不可抗力とするかどうかは、流行した時点での組合との協議によります。
2	12	21	1		工事の中止	「天災等」には、疾病や伝染病の流行による場合も含まれると理解してよろしいでしょうか。	疾病や伝染病の流行の工事への影響によります。疾病や伝染病の流行を天災等とするかどうかは、流行した時点での組合との協議によります。
3	13	22	1		受注者の請求による工期の延長	「受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に本工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。」との記載がありますが、例えば現在流行している新型コロナウイルスの影響に関しても、本規定が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	疾病や伝染病の流行の工事への影響によります。本規程が適用されるかどうかは、疾病や伝染病が流行し、工事に影響を与えた時点での組合との協議によります。
4	13	22	1		受注者の請求による工期の延長	工期の延長は、疾病や伝染病の流行による場合も想定されると理解してよろしいでしょうか。	疾病や伝染病の流行の工事への影響によります。疾病や伝染病が流行し、工事に影響を与えた時点での組合との協議によります。
5	15	30	1		天災その他不可抗力による損害	天災その他不可抗力には、疾病や伝染病の流行による場合も想定されると理解してよろしいでしょうか。	疾病や伝染病の流行の工事への影響によります。疾病や伝染病が流行し、工事に影響を与えた時点での組合との協議によります。

入札説明書等に関する質問に対する回答

8 運営・維持管理業務委託契約書（案）に関する質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	1	1	4	2	総則	不可抗力には、疾病や伝染病の流行による場合も含むと理解してよろしいでしょうか。	疾病や伝染病の流行の工事への影響によります。疾病や伝染病の流行を不可抗力とするかどうかは、流行した時点での組合との協議によります。
2	3	5	7		業務遂行	「本業務に関する周辺住民からの苦情」につき、想定されている具体的な事項をご教示願います。	騒音、振動、施設やパッカー車からの臭い、車両の渋滞、周辺道路の汚れ、受付等・SPC職員の接遇、その他同種施設における一般的なものを想定してください。
3	6	18	1		施設見学者等への対応	大人数来場時の見学対応、技術的な説明等の場合に運営事業者が支援とありますが、事業期間の対応を検討するため、見学支援が必要となるピーク時期、頻度、昨年度の見学者実績をご教示願います。	新施設竣工後における見学者のピーク時期等は未定ですが、現在の組合施設における見学者は夏季及び秋季が多い状況です。昨年度の見学者実績は、添付資料21を参照してください。
4	6	20	1		運営・維持管理体制の整備	「受託者は、設計・建設期間から第2種以上のボイラー・タービン主任技術者の資格を有する者、第3種以上の電気主任技術者の資格を有する者、その他本事業を行うにあたり必要な資格者を配置し、本施設を管理しなければならない。」との記載がありますが、要求水準書P10の法定資格者の配置に記載の通り、設計・建設期間において「建設事業者から配置する場合には、運営事業者所属の資格者への円滑な引継ぎが可能なこととし、書面による組合の承諾を得た場合に限り可」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
5	6	21	1		緊急時の組織体制の整備等	「二次災害」として想定されている具体的内容をご教示願います。	「ビッドに転落した人を助けようとした人が転落したり酸欠になった」「初期消火をしようとしたら火災に巻き込まれそうになった」等、同種施設における貴社の経験から想定してください。
6	7	24	1		受入料金の徴収業務	当該業務について、第7条第2項の規定に従い貴組合の承諾を得て再委託することは可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。ただし、再委託を条件として提案する場合は、予め、再委託の承諾が得られるかどうか質問や対面的対話で組合に確認してから提案してください。
7	9	34	2		性能未達期間中に生じる費用の負担	受託者の負担は本条1項但書と同様に帰責性の割合によると理解してよろしいでしょうか。	原案の通りとします。性能未達において、受託者の責めに帰すべき事由以外に、組合あるいは不可抗力の帰責性がある場合には、その割合などについては、組合との協議によります。
8	11	42	1		周辺住民等への対応	光害の記載がありますが、要求水準書等に条件などの記載は見当たりませんので、具体的な条件をお示しください。また、その他光害以外にも配慮すべき事項がありましたら合わせてご教示ください。	太陽光発電を設置する際の反射光による影響や、夜間照明による近隣農作地及び敷地内緑地への影響を抑制できる計画としてください。その他全般として、環境影響評価書の内容を遵守してください。
9	13	46	7		有効利用等業務	「受託者は、余剰電力の売却に必要な作業(電気事業者への売却収入の請求を含む。)を行う」とありますが、貴組合が契約者なので当該部分の業務は貴組合が行うとの理解でよろしいでしょうか。	契約者は組合で、収入も組合に帰属しますが、売却収入の請求などを含む余剰電力の売却に必要な作業は受託者の業務です。
10	14	50	1		運営・維持管理業務委託料の支払	本契約のその他の条項で委託者から支払われるものは本条の適用からは除かれると理解してよろしいでしょうか。	運営・維持管理業務委託料以外であれば本条の適用の範囲外です。
11	18	60	1		委託者による解除の場合の違約金	本条による違約金と59条1項の損害賠償は別のものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。59条1項は、59条第2項及び第3項の規程に基づき契約を解除した場合には適用されません。
12	27	68			別紙4 保険(第68条)	要求水準書P.167 セ 建物総合損害共済に貴組合は加入するとあります。本建物総合損害共済について火災も適用されると考えますが、事業者においてはその火災保険が適用されない部分は提案によるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。建物総合損害共済の範囲等については、以下をご確認ください。 <a href="https://www.city-net.or.jp/products/building/">https://www.city-net.or.jp/products/building/</a>
13	21	71	1		協議会の設置	協議会設置要項は委託者が作成し、内容については、委託者と受託者との協議により定めると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みの通りですが、要項案は受託者で作成してください。

現行の不燃ごみ、粗大ごみ、資源物収集運搬に係る品目別車両台数（令和元年度）

五泉地域衛生施設組合不燃物処理センターへの品目別搬入台数及び搬入量  
 （新施設稼働後のごみ分別区分ではないため注意してください。）

日付	不燃・粗大		缶類		びん類		有害ごみ		事業系許可業者		個人搬入		
	台数(台)	重量(t)	台数(台)	重量(t)	台数(台)	重量(t)	台数(台)	重量(t)	台数(台)	重量(t)	台数(台)	重量(t)	
4月1日	月	0	0.00	0	0.00	7	5.32	0	0.00	0	0.00	2	0.15
4月2日	火	13	10.98	0	0.00	0	0.00	2	0.15	2	0.56	0	0.00
4月3日	水	0	0.00	0	0.00	7	4.57	0	0.00	0	0.00	0	0.00
4月4日	木	23	20.20	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	0.96	3	0.05
4月5日	金	0	0.00	0	0.00	11	8.06	0	0.00	1	0.24	1	0.10
4月6日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
4月7日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
4月8日	月	0	0.00	6	1.51	0	0.00	1	0.07	0	0.00	1	0.01
4月9日	火	0	0.00	10	2.30	4	2.10	1	0.15	2	0.44	3	0.51
4月10日	水	0	0.00	5	1.14	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
4月11日	木	0	0.00	17	4.65	6	2.86	1	0.37	1	0.75	3	0.48
4月12日	金	0	0.00	9	2.27	0	0.00	0	0.00	1	0.41	6	0.99
4月13日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
4月14日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
4月15日	月	7	7.48	0	0.00	0	0.00	2	0.66	0	0.00	3	0.81
4月16日	火	5	2.20	0	0.00	7	6.05	4	0.66	1	0.24	0	0.00
4月17日	水	7	7.04	0	0.00	0	0.00	2	0.35	1	0.32	2	0.12
4月18日	木	4	3.43	0	0.00	15	11.84	3	0.78	3	1.44	0	0.00
4月19日	金	17	16.29	0	0.00	0	0.00	3	0.90	1	0.76	4	0.27
4月20日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
4月21日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	8	0.60	2	0.26
4月22日	月	0	0.00	4	0.63	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4	0.76
4月23日	火	0	0.00	9	2.09	4	2.70	1	0.41	2	0.52	1	0.83
4月24日	水	0	0.00	4	0.70	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	0.07
4月25日	木	0	0.00	17	3.49	6	3.13	0	0.00	1	1.88	0	0.00
4月26日	金	0	0.00	8	1.56	0	0.00	4	1.16	6	2.06	0	0.00
4月27日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
4月28日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
4月29日	月	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
4月30日	火	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
5月1日	水	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
5月2日	木	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
5月3日	金	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
5月4日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
5月5日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
5月6日	月	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
5月7日	火	16	14.50	0	0.00	0	0.00	2	0.19	3	1.45	0	0.00
5月8日	水	0	0.00	0	0.00	11	10.89	0	0.00	1	0.32	4	0.23
5月9日	木	25	26.19	6	1.46	6	3.59	0	0.00	1	1.09	2	0.07
5月10日	金	0	0.00	0	0.00	12	9.19	1	0.13	1	0.44	3	0.16
5月11日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
5月12日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
5月13日	月	0	0.00	4	1.10	3	3.27	0	0.00	0	0.00	1	0.04
5月14日	火	0	0.00	10	3.49	4	3.44	0	0.00	2	0.38	1	0.04
5月15日	水	0	0.00	7	2.86	0	0.00	1	0.08	1	0.23	2	0.14
5月16日	木	5	4.12	13	4.03	0	0.00	1	0.34	3	1.88	1	0.02
5月17日	金	0	0.00	10	2.54	0	0.00	1	0.17	1	0.79	1	0.02
5月18日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
5月19日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
5月20日	月	9	8.38	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.86	2	0.56
5月21日	火	5	2.32	0	0.00	8	7.99	2	0.12	1	0.32	3	0.26
5月22日	水	9	10.09	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	3	0.27
5月23日	木	0	0.00	5	1.10	21	14.92	0	0.00	2	1.62	2	0.21
5月24日	金	19	19.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
5月25日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
5月26日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
5月27日	月	0	0.00	4	0.70	0	0.00	0	0.00	1	0.59	2	0.44
5月28日	火	0	0.00	9	2.10	4	2.20	0	0.00	3	0.93	1	0.04
5月29日	水	0	0.00	4	0.67	0	0.00	0	0.00	1	0.35	1	0.05
5月30日	木	0	0.00	10	1.75	0	0.00	0	0.00	2	0.92	2	0.05
5月31日	金	0	0.00	8	1.42	0	0.00	0	0.00	1	0.50	1	0.31
6月1日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
6月2日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
6月3日	月	0	0.00	0	0.00	7	5.07	0	0.00	0	0.00	0	0.00
6月4日	火	17	14.54	0	0.00	0	0.00	2	0.15	2	0.53	3	0.38
6月5日	水	0	0.00	0	0.00	7	5.61	0	0.00	0	0.00	0	0.00
6月6日	木	24	22.57	0	0.00	0	0.00	1	0.07	1	0.46	1	0.10
6月7日	金	0	0.00	0	0.00	10	6.34	0	0.00	1	0.23	0	0.00
6月8日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
6月9日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
6月10日	月	0	0.00	6	1.47	0	0.00	1	0.05	0	0.00	0	0.00
6月11日	火	0	0.00	10	2.33	4	2.68	0	0.00	1	0.37	3	0.23
6月12日	水	0	0.00	5	1.08	0	0.00	0	0.00	1	0.24	2	0.31



日付	不燃・粗大		缶類		びん類		有害ごみ		事業系許可業者		個人搬入		
	台数(台)	重量(t)	台数(台)	重量(t)	台数(台)	重量(t)	台数(台)	重量(t)	台数(台)	重量(t)	台数(台)	重量(t)	
6月13日	木	0	0.00	17	4.21	6	3.99	1	0.22	1	0.59	2	0.20
6月14日	金	0	0.00	9	1.47	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
6月15日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
6月16日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
6月17日	月	9	7.81	0	0.00	0	0.00	2	0.40	1	0.73	2	0.11
6月18日	火	5	1.88	0	0.00	7	7.12	4	0.65	2	0.55	1	0.04
6月19日	水	6	6.73	0	0.00	0	0.00	2	0.40	1	0.87	0	0.00
6月20日	木	4	2.20	0	0.00	13	9.81	2	0.55	3	1.95	0	0.00
6月21日	金	17	15.74	0	0.00	0	0.00	2	0.60	1	0.60	3	0.28
6月22日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
6月23日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
6月24日	月	0	0.00	4	0.73	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
6月25日	火	0	0.00	9	2.06	4	1.89	0	0.00	1	0.32	1	0.06
6月26日	水	0	0.00	4	0.66	0	0.00	0	0.00	3	1.04	1	0.07
6月27日	木	0	0.00	16	2.79	5	2.63	1	0.08	3	1.65	2	0.05
6月28日	金	0	0.00	8	1.21	0	0.00	3	0.99	0	0.00	2	0.04
6月29日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
6月30日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
7月1日	月	0	0.00	0	0.00	7	4.78	0	0.00	0	0.00	1	0.03
7月2日	火	13	10.22	0	0.00	0	0.00	2	0.13	1	0.35	0	0.00
7月3日	水	0	0.00	0	0.00	6	4.85	0	0.00	0	0.00	1	0.04
7月4日	木	19	16.75	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	1.75	0	0.00
7月5日	金	0	0.00	0	0.00	10	6.55	0	0.00	1	0.50	3	0.05
7月6日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
7月7日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
7月8日	月	0	0.00	6	1.25	0	0.00	1	0.03	0	0.00	2	0.15
7月9日	火	0	0.00	10	2.28	4	2.01	0	0.00	2	0.53	4	0.32
7月10日	水	0	0.00	5	1.16	0	0.00	0	0.00	0	0.00	3	0.43
7月11日	木	0	0.00	17	3.25	6	2.53	1	0.15	1	0.52	1	0.01
7月12日	金	0	0.00	9	1.63	0	0.00	0	0.00	1	0.52	2	0.12
7月13日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
7月14日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
7月15日	月	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
7月16日	火	5	2.06	0	0.00	6	5.88	2	0.15	2	0.56	4	0.52
7月17日	水	11	11.17	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.53	3	0.23
7月18日	木	4	2.23	0	0.00	13	9.32	1	0.03	3	1.50	1	0.09
7月19日	金	13	10.90	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.59	1	0.02
7月20日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
7月21日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
7月22日	月	0	0.00	4	0.59	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4	0.26
7月23日	火	0	0.00	9	2.00	4	2.01	0	0.00	1	0.47	0	0.00
7月24日	水	0	0.00	4	0.49	0	0.00	1	0.32	1	0.57	1	0.11
7月25日	木	0	0.00	15	2.99	6	2.30	0	0.00	1	0.61	1	0.06
7月26日	金	0	0.00	9	1.61	0	0.00	1	0.58	0	0.00	1	0.09
7月27日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
7月28日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
7月29日	月	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.35	0	0.00	2	0.23
7月30日	火	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.04	3	1.02	2	0.10
7月31日	水	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.28	0	0.00
8月1日	木	24	17.47	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.43	1	0.88
8月2日	金	0	0.00	0	0.00	10	6.38	1	0.06	1	0.46	3	0.34
8月3日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
8月4日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
8月5日	月	0	0.00	0	0.00	7	5.89	0	0.00	0	0.00	3	0.42
8月6日	火	13	10.16	0	0.00	0	0.00	2	0.17	2	0.42	4	0.40
8月7日	水	0	0.00	0	0.00	8	6.15	0	0.00	0	0.00	2	0.06
8月8日	木	0	0.00	17	3.36	6	2.57	0	0.00	2	1.06	1	0.05
8月9日	金	0	0.00	8	1.57	0	0.00	0	0.00	2	0.23	2	0.26
8月10日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
8月11日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
8月12日	月	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
8月13日	火	0	0.00	10	2.95	4	2.55	0	0.00	2	0.81	3	0.12
8月14日	水	8	4.43	8	2.89	0	0.00	2	0.18	1	0.10	2	0.11
8月15日	木	4	1.89	0	0.00	12	8.42	2	0.30	1	0.19	3	0.10
8月16日	金	5	3.92	0	0.00	0	0.00	2	0.38	1	0.53	0	0.00
8月17日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
8月18日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
8月19日	月	7	6.42	0	0.00	0	0.00	2	0.46	0	0.00	2	0.20
8月20日	火	5	1.56	0	0.00	8	7.60	4	0.52	1	0.46	0	0.00
8月21日	水	6	5.91	0	0.00	0	0.00	2	0.21	1	1.08	1	0.04
8月22日	木	0	0.00	16	3.52	6	2.84	0	0.00	2	1.36	1	0.13
8月23日	金	0	0.00	9	1.77	0	0.00	0	0.00	1	0.57	1	0.02
8月24日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
8月25日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
8月26日	月	0	0.00	4	0.90	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4	0.31
8月27日	火	0	0.00	9	2.71	4	2.66	0	0.00	3	1.41	5	0.33
8月28日	水	0	0.00	4	0.89	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4	0.77
8月29日	木	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.10	2	0.79	0	0.00
8月30日	金	0	0.00	0	0.00	0	0.00	3	1.09	2	0.90	0	0.00
8月31日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00

日付	不燃・粗大		缶類		びん類		有害ごみ		事業系許可業者		個人搬入		
	台数(台)	重量(t)	台数(台)	重量(t)	台数(台)	重量(t)	台数(台)	重量(t)	台数(台)	重量(t)	台数(台)	重量(t)	
9月1日	目	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
9月2日	月	0	0.00	0	0.00	8	5.61	0	0.00	1	0.19	1	0.04
9月3日	火	15	11.41	0	0.00	0	0.00	3	0.43	1	0.30	3	0.21
9月4日	水	0	0.00	0	0.00	6	5.19	0	0.00	1	0.33	4	0.33
9月5日	木	26	20.14	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.39	2	0.06
9月6日	金	0	0.00	0	0.00	11	8.29	0	0.00	1	0.25	3	0.21
9月7日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
9月8日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
9月9日	月	0	0.00	6	1.62	0	0.00	1	0.05	0	0.00	3	0.23
9月10日	火	0	0.00	10	2.44	4	1.91	0	0.00	3	1.33	2	0.07
9月11日	水	0	0.00	5	1.02	0	0.00	0	0.00	0	0.00	3	0.14
9月12日	木	0	0.00	18	4.81	6	3.27	1	0.27	1	0.45	0	0.00
9月13日	金	0	0.00	9	2.39	0	0.00	0	0.00	1	0.61	4	0.92
9月14日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
9月15日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
9月16日	月	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
9月17日	火	4	1.72	0	0.00	7	5.60	2	0.15	1	0.39	0	0.00
9月18日	水	12	11.69	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.07
9月19日	木	4	2.26	0	0.00	16	13.51	0	0.00	2	1.46	1	0.05
9月20日	金	14	12.70	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.49	2	0.25
9月21日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
9月22日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
9月23日	月	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
9月24日	火	0	0.00	9	1.91	4	2.00	0	0.00	1	0.28	1	0.29
9月25日	水	0	0.00	5	1.65	0	0.00	0	0.00	1	0.20	4	0.40
9月26日	木	0	0.00	14	2.67	6	2.34	0	0.00	3	1.72	4	0.17
9月27日	金	0	0.00	8	1.67	0	0.00	1	0.02	1	0.50	0	0.00
9月28日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
9月29日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
9月30日	月	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
10月1日	火	14	9.25	0	0.00	0	0.00	2	0.15	1	0.52	1	0.04
10月2日	水	0	0.00	0	0.00	6	5.53	0	0.00	1	0.69	0	0.00
10月3日	木	24	17.74	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.59	2	0.33
10月4日	金	0	0.00	0	0.00	10	5.70	0	0.00	2	1.23	3	0.44
10月5日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
10月6日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
10月7日	月	0	0.00	0	0.00	7	5.83	0	0.00	0	0.00	1	0.02
10月8日	火	0	0.00	10	2.34	4	1.76	0	0.00	1	0.41	2	0.25
10月9日	水	0	0.00	9	2.63	0	0.00	1	0.04	0	0.00	3	0.19
10月10日	木	0	0.00	17	3.31	4	2.35	2	0.27	1	0.60	1	0.05
10月11日	金	0	0.00	8	1.45	0	0.00	0	0.00	2	0.73	2	0.12
10月12日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
10月13日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
10月14日	月	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
10月15日	火	4	1.63	0	0.00	6	5.58	4	0.70	1	0.34	2	0.05
10月16日	水	8	7.60	0	0.00	0	0.00	2	0.33	2	1.07	2	0.21
10月17日	木	4	2.22	0	0.00	13	8.82	3	0.73	2	0.87	0	0.00
10月18日	金	14	12.19	0	0.00	0	0.00	2	0.47	1	0.59	2	0.43
10月19日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
10月20日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	8	0.48	0	0.00
10月21日	月	8	8.80	0	0.00	0	0.00	2	0.73	0	0.00	2	0.09
10月22日	火	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
10月23日	水	0	0.00	4	0.76	0	0.00	0	0.00	2	1.16	3	0.07
10月24日	木	0	0.00	14	2.79	4	2.59	0	0.00	2	0.53	1	0.04
10月25日	金	0	0.00	9	1.40	0	0.00	0	0.00	1	0.55	0	0.00
10月26日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
10月27日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
10月28日	月	0	0.00	4	0.81	0	0.00	0	0.00	0	0.00	5	0.51
10月29日	火	0	0.00	9	2.20	4	2.46	0	0.00	4	1.42	1	0.03
10月30日	水	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.30	0	0.00	8	6.24
10月31日	木	0	0.00	0	0.00	0	0.00	5	2.13	2	0.85	1	0.06
11月1日	金	0	0.00	0	0.00	11	8.29	0	0.00	1	0.57	1	0.06
11月2日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
11月3日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
11月4日	月	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
11月5日	火	15	13.48	0	0.00	0	0.00	2	0.18	1	0.29	4	0.64
11月6日	水	0	0.00	0	0.00	6	5.03	0	0.00	1	0.28	1	0.05
11月7日	木	27	25.96	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.48	2	0.18
11月8日	金	0	0.00	9	1.34	0	0.00	0	0.00	1	0.38	0	0.00
11月9日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
11月10日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
11月11日	月	0	0.00	4	0.62	3	2.06	0	0.00	0	0.00	7	0.20
11月12日	火	0	0.00	10	2.27	4	2.07	1	0.16	2	0.66	0	0.00
11月13日	水	0	0.00	7	2.07	0	0.00	1	0.05	0	0.00	2	0.17
11月14日	木	0	0.00	17	4.42	6	3.19	2	0.43	1	0.64	0	0.00
11月15日	金	13	10.39	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	1.23	1	0.03
11月16日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
11月17日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
11月18日	月	7	5.55	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.05
11月19日	火	5	1.82	0	0.00	7	6.62	2	0.16	1	0.43	2	0.02

日付	不燃・粗大		缶類		びん類		有害ごみ		事業系許可業者		個人搬入		
	台数(台)	重量(t)	台数(台)	重量(t)	台数(台)	重量(t)	台数(台)	重量(t)	台数(台)	重量(t)	台数(台)	重量(t)	
11月20日	水	7	6.84	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.13
11月21日	木	4	2.23	0	0.00	13	10.11	1	0.17	2	1.11	4	1.35
11月22日	金	0	0.00	9	1.32	0	0.00	0	0.00	0	0.00	6	0.79
11月23日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
11月24日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
11月25日	月	0	0.00	4	0.68	0	0.00	1	0.14	1	0.45	2	0.25
11月26日	火	0	0.00	9	1.77	4	2.10	0	0.00	2	0.57	3	0.26
11月27日	水	0	0.00	4	0.49	0	0.00	0	0.00	1	0.18	2	0.41
11月28日	木	0	0.00	15	2.72	5	2.51	0	0.00	2	0.98	2	0.03
11月29日	金	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.09	3	1.41	6	0.35
11月30日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
12月1日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
12月2日	月	0	0.00	0	0.00	7	4.34	0	0.00	0	0.00	4	0.43
12月3日	火	13	10.08	0	0.00	0	0.00	2	0.14	1	0.40	1	0.06
12月4日	水	0	0.00	0	0.00	6	4.93	0	0.00	0	0.00	0	0.00
12月5日	木	22	17.71	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.69	0	0.00
12月6日	金	0	0.00	0	0.00	10	6.78	0	0.00	2	0.82	0	0.00
12月7日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
12月8日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
12月9日	月	0	0.00	6	1.38	0	0.00	1	0.05	1	0.17	1	0.09
12月10日	火	0	0.00	10	2.32	4	1.76	0	0.00	2	0.44	3	0.15
12月11日	水	0	0.00	5	1.08	0	0.00	1	0.11	0	0.00	2	0.62
12月12日	木	0	0.00	15	3.64	4	1.98	1	0.30	1	0.45	1	0.01
12月13日	金	0	0.00	9	2.06	0	0.00	1	0.39	1	0.30	1	0.02
12月14日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
12月15日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
12月16日	月	7	6.82	0	0.00	0	0.00	2	0.78	0	0.00	2	0.16
12月17日	火	5	2.33	0	0.00	7	6.64	5	1.28	2	0.86	1	0.02
12月18日	水	5	5.41	0	0.00	0	0.00	2	0.26	0	0.00	2	0.20
12月19日	木	4	2.68	0	0.00	13	9.70	3	0.72	3	1.58	3	0.40
12月20日	金	16	14.82	0	0.00	0	0.00	2	0.47	1	0.39	1	0.04
12月21日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
12月22日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
12月23日	月	0	0.00	4	0.83	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
12月24日	火	0	0.00	9	2.16	4	1.99	0	0.00	2	0.51	3	0.19
12月25日	水	0	0.00	4	0.68	0	0.00	0	0.00	2	0.82	1	0.07
12月26日	木	0	0.00	14	3.51	5	2.93	1	0.05	2	0.98	3	0.64
12月27日	金	0	0.00	9	1.92	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4	0.24
12月28日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
12月29日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
12月30日	月	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4	1.69	2	0.84	1	0.00
12月31日	火	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
1月1日	水	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
1月2日	木	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
1月3日	金	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
1月4日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
1月5日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
1月6日	月	0	0.00	0	0.00	8	6.41	0	0.00	0	0.00	0	0.00
1月7日	火	13	10.02	0	0.00	0	0.00	2	0.20	2	0.38	1	0.09
1月8日	水	0	0.00	0	0.00	7	6.47	0	0.00	1	0.75	0	0.00
1月9日	木	16	16.62	4	1.04	4	2.13	0	0.00	2	1.30	2	0.08
1月10日	金	0	0.00	0	0.00	11	8.82	0	0.00	1	0.15	3	0.24
1月11日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
1月12日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
1月13日	月	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
1月14日	火	0	0.00	10	3.26	4	2.89	0	0.00	2	0.97	0	0.00
1月15日	水	0	0.00	8	3.33	0	0.00	1	0.06	0	0.00	1	0.20
1月16日	木	4	2.37	5	1.77	7	5.81	1	0.28	3	1.81	1	0.07
1月17日	金	7	5.41	2	1.07	0	0.00	0	0.00	1	0.31	1	0.06
1月18日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
1月19日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
1月20日	月	7	6.62	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4	0.28
1月21日	火	5	1.51	0	0.00	8	7.24	3	0.23	2	0.53	2	0.13
1月22日	水	6	5.94	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	0.05
1月23日	木	0	0.00	11	3.25	12	8.29	0	0.00	1	0.86	0	0.00
1月24日	金	6	4.74	5	1.80	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.02
1月25日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
1月26日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
1月27日	月	0	0.00	4	0.64	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4	0.37
1月28日	火	0	0.00	9	1.78	4	1.46	0	0.00	2	0.77	1	0.06
1月29日	水	0	0.00	4	0.62	0	0.00	0	0.00	1	0.30	1	0.01
1月30日	木	0	0.00	4	0.69	0	0.00	0	0.00	2	0.84	1	0.03
1月31日	金	0	0.00	4	0.49	0	0.00	0	0.00	1	0.45	0	0.00
2月1日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
2月2日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
2月3日	月	0	0.00	0	0.00	7	4.91	0	0.00	0	0.00	0	0.00
2月4日	火	12	7.00	0	0.00	0	0.00	2	0.11	2	0.45	1	0.00
2月5日	水	0	0.00	0	0.00	6	4.84	0	0.00	1	0.85	0	0.00
2月6日	木	16	11.40	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.68	0	0.00
2月7日	金	0	0.00	0	0.00	8	5.27	0	0.00	1	0.12	0	0.00

日付	不燃・粗大		缶類		びん類		有害ごみ		事業系許可業者		個人搬入		
	台数(台)	重量(t)	台数(台)	重量(t)	台数(台)	重量(t)	台数(台)	重量(t)	台数(台)	重量(t)	台数(台)	重量(t)	
2月8日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
2月9日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
2月10日	月	0	0.00	6	1.08	0	0.00	1	0.03	0	0.00	5	0.39
2月11日	火	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
2月12日	水	0	0.00	5	0.89	0	0.00	0	0.00	1	0.32	2	0.09
2月13日	木	0	0.00	16	4.39	4	2.23	1	0.21	1	0.29	2	0.11
2月14日	金	0	0.00	9	1.76	0	0.00	0	0.00	3	1.01	2	0.29
2月15日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
2月16日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
2月17日	月	7	4.81	0	0.00	0	0.00	2	0.73	0	0.00	0	0.00
2月18日	火	5	1.31	0	0.00	6	5.15	5	0.66	2	0.40	0	0.00
2月19日	水	6	4.52	0	0.00	0	0.00	2	0.42	0	0.00	2	0.10
2月20日	木	4	1.34	0	0.00	14	9.45	2	0.46	2	0.98	3	0.35
2月21日	金	11	9.43	0	0.00	0	0.00	2	0.58	2	0.79	0	0.00
2月22日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
2月23日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
2月24日	月	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
2月25日	火	0	0.00	9	3.33	4	3.14	1	0.04	2	0.55	1	0.04
2月26日	水	0	0.00	5	1.34	0	0.00	0	0.00	2	0.47	1	0.65
2月27日	木	0	0.00	14	3.12	4	2.00	1	0.10	1	0.51	0	0.00
2月28日	金	0	0.00	6	1.48	0	0.00	3	1.00	0	0.00	0	0.00
2月29日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
3月1日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
3月2日	月	0	0.00	0	0.00	6	4.36	1	0.43	0	0.00	3	0.29
3月3日	火	12	7.55	0	0.00	0	0.00	2	0.11	2	0.43	0	0.00
3月4日	水	0	0.00	0	0.00	6	4.21	0	0.00	0	0.00	1	0.05
3月5日	木	17	13.52	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	0.48	0	0.00
3月6日	金	0	0.00	0	0.00	10	6.81	0	0.00	2	0.54	0	0.00
3月7日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
3月8日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
3月9日	月	0	0.00	6	1.70	0	0.00	1	0.06	2	0.91	5	0.47
3月10日	火	0	0.00	10	2.38	4	1.86	0	0.00	2	0.93	1	0.05
3月11日	水	0	0.00	5	1.14	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
3月12日	木	0	0.00	15	3.55	5	2.23	1	0.26	1	0.45	5	0.30
3月13日	金	0	0.00	9	1.52	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.07
3月14日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
3月15日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
3月16日	月	10	9.20	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	0.23
3月17日	火	5	1.91	0	0.00	6	5.80	2	0.18	2	0.39	3	0.34
3月18日	水	14	11.67	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.35	0	0.00
3月19日	木	4	2.19	0	0.00	13	9.61	1	0.12	2	0.80	3	0.09
3月20日	金	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
3月21日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
3月22日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
3月23日	月	0	0.00	4	0.70	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4	0.26
3月24日	火	0	0.00	9	2.01	3	1.72	0	0.00	2	0.73	1	0.13
3月25日	水	0	0.00	4	0.78	0	0.00	0	0.00	1	0.14	5	0.18
3月26日	木	0	0.00	14	2.89	4	2.59	0	0.00	1	0.39	0	0.00
3月27日	金	0	0.00	9	1.61	0	0.00	0	0.00	0	0.00	3	0.17
3月28日	土	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
3月29日	日	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
3月30日	月	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	0.70	6	0.86
3月31日	火	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.04	2	0.59	1	0.10